

## みなかみ町薪ストーブ等購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の森林資源の有効活用を促進し、森林環境の保全、森林の多面的機能の向上及び木材関連事業の活性化を図ることを目的に、町内の個人住宅、店舗又は事務所等（以下「住宅等」）に設置するための薪又は竹を燃料として使用するストーブ又はボイラー（以下「薪ストーブ等」）を購入する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者及び要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者で、当該補助金の交付を一度も受けていない者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者又は町内に本店、営業所若しくは事業所を有する法人等で、営業時間に無人とならないスペースにおいて、適正に維持管理できる者（薪ストーブ等の流通、販売等を取扱う者を除く。）
- (2) 世帯の全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 当該事業について、他の補助制度等を受けないこと。ただし、他の補助制度等の対象外となるものは、補助対象とする。

2 補助対象者は、間伐等の森林整備を促進するため、町内の間伐材等の積極的な利用に努めなければならない。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、薪ストーブ等本体（煙突を含む。）の購入に係る経費とする。ただし、一基分の経費に限る。

2 補助金の額は、交付対象経費の2分の1以内とし、上限額を20万円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ薪ストーブ等購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等本体の購入に係る見積書の写し
- (2) 製品のカタログの写し
- (3) 設置箇所の位置図（新築住宅の場合にあっては不要）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その可否を補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(完了届)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、薪ストーブ等の設置が完了したときは、速やかに完了届（様式第4号）に設置後の状況を明らかにする写真を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の完了届を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金請求書（様式第6号）により速やかに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、速やかに町長にこれを返還しなければならない。

(報告)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて薪ボイラー等の利用状況等に関するデータ提供の協力を要請することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。